

加西市中学校部活動ガイドラインに係るQ&A

1 活性化指針全般について

Q1	ガイドライン策定の目的は何ですか。
A1	<p>平成20年3月施行の中学校学習指導要領において、部活動は「学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。」と定められ、その位置づけが、それまでよりも一層明確になりました。しかし、生徒数の減少とそれに伴う教師数の減少、地域や生徒・保護者のニーズの多様化等によって、中学校現場における部活動の運営は大変厳しい状況にあります。</p> <p>そこで、厳しい状況の中であっても生徒たちの夢や希望を叶え、部活動がもたらす多大な教育効果を生み出すために、加西市における現状の課題を克服する部活動のあり方を指し示すことです。</p>

Q2	加西市における現状の課題は何ですか。
A2	<p>主に以下の4つが 있다고考えています。</p> <ol style="list-style-type: none">① 部活動数の維持② 多様なニーズへの対応③ 部活動数の学校間による差④ 指導者(顧問)の不足

Q3	部活動ガイドラインの2つの柱とはどんなものですか。
A3	<p>1つ目は、これまでの各中学校での指導の成果を集約しそれを共有することで、全ての教師が部活動の指導において、これまで以上の教育的な効果を高めようとするための様々な提案です。</p> <p>2つ目は、現状の課題を克服しながら生徒の部活動での夢や希望を叶えるために、中学校に部活動のない種目の大会参加や、複数校合同部活動方式、就学指定校の変更など、これまでにない弾力的な部活動運営についてです。</p>

2 教育的意義を高める効果的な部活動のあり方について

Q4	指導者講習会とは、具体的にどのような内容を想定していますか。
A4	<p>これまでに中学校や高等学校の部活動指導において優れた成果をあげている教師や元教師、スポーツ障害や栄養学の専門家、指導力のあるプロの音楽家などを招いて講話やクリニックを実施することを考えています。</p>

Q5	対話を重視した指導とは、具体的にはどのような指導ですか。
A5	<p>例えば、部活動の目標や練習方針・練習計画などを設定する際に、生徒の意見を把握し、生徒の主体性を尊重して決定すること。また、説明だけでなく見本を見せたり、的確で肯定的な評価を言葉で伝えたりすることなどです。</p>

Q6	部活動を通して育成される「生きる力」とはどのようなものですか。
A6	異年齢集団の活動によって身につく人間関係形成能力をはじめとして、所属感や達成感によって培われる自尊感情、繰り返される練習によって粘り強く打たれ強い精神性、個性の伸長によって積極的で前向きな思考パターンなどが育まれます。さらに、生涯にわたって取り組める趣味やスポーツとの出会いによって、豊かな感性や規則正しい生活習慣の礎を形成することもできます。

Q7	ノ一部活デーはどのように計画・実施されますか。
A7	兵庫県教育委員会が推奨しているパターンは以下のようになっています。 ① 平日は、最低週1日以上は部活動を行わない。 ② 土日等の休業日は、最低月2日以上は部活動を行わない。 ただし、基本的には各部の実態に合わせて、部活動顧問と生徒の間での話し合いによって決定することになります。大会や定期テスト、季節的な実情も考慮に入れ、1年間を見通した計画を立てることになります。

Q8	部活動外部指導者とは、どのような活動をするのですか。
A8	市内もしくは近隣の市町に在住し、その部活動に関する専門的な指導力を有する人材を教育委員会や学校が発掘し、部活動外部指導者として要望のある中学校に配置します。配置された中学校で部活動顧問と連携し、主に技術指導面の支援や、生徒の技能や意識向上のための支援を行います。ただし、学外での練習試合や大会については、顧問の代理としての引率は原則として認めていません。

3 部活動の課題克服をめざした体制づくりについて

Q9	在籍校に部活動のない種目で大会参加の時、引率は保護者ではダメなのですか。
A9	兵庫県中体連規約により、中体連の主催する大会に参加する場合は教師の引率が必要です。そのために、大会参加の条件として一定の競技レベル(県大会8位入賞が見込める)を設定しています。

Q10	在籍校に部活動のない種目で大会参加をする場合、「県大会8位入賞が見込める実力」を証明する必要がありますか。
A10	これまでの成績等が分かる資料を学校に提出してもらるか、所属するチーム等のコーチ(指導者)から学校が聞き取らせてもらいます。

Q11	複数校合同チームは、正式なチームとして認められるのですか。
A11	兵庫県中体連規約に認められていますので、問題ありません。東播地区内でも、すでにバレーボール、ソフトボール等で合同チームの参加があります。

Q12	複数校合同チームをつくる基準はどうなっていますか。
A12	毎年5月1日と8月20日の時点で、チームを編成するために人数の足りない学校どうしの合同チーム編制が基本となりますが、様々なパターンが想定されますので、毎回関係校同士の協議によって決定します。その際には、人数だけでなく合同練習の条件や指導上の問題点も考慮に入れて、総合的な判断をします。
Q13	在籍校に希望する部がない場合、他校の部に複数校合同という形で参加することはできますか。
A13	兵庫県中体連規約により、それは認めていません。在籍する学校にその部があることが、複数校合同部活動方式を採用する際の条件となっています。
Q14	指定学校の変更を希望する場合、中学校を選ぶことはできますか。
A14	それはできません。居住地から最も安全に通学可能な隣接学校が原則ですので、小学校区毎に変更可能な中学校を指定しています。ただし、住所地によって安全な通学が難しい場合は、通学の安全が確保できる別の中学校への変更について協議することがあります。
Q15	指定学校の変更を希望する場合、「経験がこれまでにあること」とありますが、それを証明するものが必要ですか。
A15	所定の『証明書』を所属するクラブチーム等で記入してもらい、教育委員会に提出してもらうことにしています。提出後、本人・保護者と学校で協議することになります。